

市民相談のご案内

市民相談は、市民の皆さんの日常生活で生じたトラブルなどについて、解決に向けた対応や手段を弁護士や各分野の専門の相談員がアドバイスするものです。

この相談では、相手方との交渉、仲裁、手続きの代行、書類のチェックなどは、一切できませんのでご了承ください。

ご相談は対面での相談のみで、無料です。また、相談内容については、秘密を厳守します。

次のことにご留意ください

- ① 尼崎市民（個人）に限ります。
- ② 相談は、原則当事者ご本人が受けてください。
- ③ 調停中、裁判中、すでに弁護士や司法書士等に依頼済みの場合は、相談はお受けできません。
- ④ あらかじめ相談内容をまとめたメモや関係書類を持参するなど、相談時間を有効にお使いください。
- ⑤ 同じ案件でのご利用は、1回限りとさせていただきます。
- ⑥ 相談中、録音機のご使用はお断りします。
- ⑦ 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。
- ⑧ 弁護士・司法書士等の紹介は行っておりませんので、ご了承ください。
- ⑨ 交通事故・医療過誤に関する相談は行っておりません。

感染症対策にご協力をお願いします

熱がある等、体調の悪い方は、相談をご遠慮ください。
相談室が狭いため、相談室への入室は2名様までとさせていただきます。

お問い合わせ先

尼崎市 窓口サービス推進課 市民相談担当

尼崎市役所 本庁 中館1階

電話：06-6489-6400

オンライン申請システムでのご予約は

こちらの2次元コードを読み込んでご利用ください。

※初回の利用者登録が必要です。



予約優先の相談

相談は、午後1時30分～

※予約により定員に達した場合は、その日の受付を終了いたします。
また、最終枠の開始時刻で受付を締め切ります。

相談日の1週間前から、オンライン申請システム、または電話で先着順に予約受付
ただし、各相談の2枠は当日の午前9時から電話でのみ予約受付

相談項目	日程	時間	枠数	相談内容	相談員
生活法律	毎週(火)(水)(木) 8/12・13を除く	25分	7枠	借地・借家、金銭貸借、相続、離婚 に関する事など	弁護士
税務	原則第2・3(火) ※要確認	25分	6枠	所得税、相続税、贈与税等の国税に 関すること	税理士
令和8年度の、8月は4日と18日、2月は2日と16日、3月は16日と23日に実施					
登記	第2・4(水)	25分	6枠	所有権移転・相続などによる各種登 記の手續きに関する事	司法書士 土地家屋調査士
不動産	第1・3(金)	25分	6枠	土地・建物の賃貸借、売買に関する 事	宅地建物取引士



予約の必要な相談

相談は、午後1時30分～

相談日の1週間前から当日午前10時30分までに、
オンライン申請システム、または電話で先着順に受付

相談項目	日程	時間	枠数	相談内容	相談員
人権	毎週(月)	40分	3枠	人権に関する事	人権擁護委員

相談日の1週間前から前週の木曜日までに、オンライン申請システム、または電話で先着順に受付

相談項目	日程	時間	枠数	相談内容	相談員
犯罪被害者 等 支 援	原則第3(月) ※要確認	60分	3枠	犯罪被害に遭われた方やそのご家族 が抱える悩みに関する事	ひょうご被害者支 援センター相談員
尼崎市役所では、月に1回のみの開催です。下記の電話相談もご利用ください。 ■公益社団法人ひょうご被害者支援センターによる犯罪被害全般相談 電話相談：078-367-7833 午前10時から午後4時まで 開設曜日：月・火・木・金（祝日、8/12～16、12/28～1/4を除く）					



予約の不要な相談

相談は、午後1時30分～

当日、先着順で受付

相談項目	日程	時間	枠数	相談内容	相談員
国政	第2・4(金)	30分	4枠	国の行政に関する事	行政相談委員